

前橋市長の給料の特例に関する条例の制定について（議案第23号）

職員課

1 制定の理由

市長の給料について、特例を定める。

2 主な内容

令和5年4月1日から同年6月30日までの間における市長（令和4年11月4日において当該職にあったものに限る。）の給料の額を次のとおり減額する。

現行（月額）	特例（月額）	差額（減額率）
1,125,000円	787,500円	△337,500円（30%）

3 施行期日

令和5年4月1日